

# 一般財団法人全電通労働会館定款

## 第1章 総 則

### (名称)

第1条 この法人は、一般財団法人全電通労働会館と称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

### (目的)

第3条 この法人は、労働者の経済的、社会的及び文化的地位の向上を図る活動を中心として、全電通労働会館を維持経営し、法人格を有する公益法人及び法人格を有しない公益団体（以下「公益法人等」という。）の社会的地位の向上と社会への貢献に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一、勤労者の福祉の向上を目的とする会館施設の貸与事業、
- 二、普通法人に対する会館施設の貸与事業及び不動産貸付事業
- 三、その他この法人の目的達成のために必要な事業

2 前項の事業については、東京都内において行う。

### (機関の設置)

第5条 この法人は、評議員、評議員会、理事、理事会及び監事を置く。

### (公告)

第6条 この法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

## 第2章 財産及び会計

### (財産の種別及び基本財産の維持並びに処分)

第7条 この法人の財産は、基本財産及び普通財産の2種類とする。

2 次の各号に定める財産をもって、この法人の目的たる事業を達成するために必要な基本財産とする。

一、基本財産として寄附された財産

二、理事会で、基本財産に繰り入れることを決議した財産

3 その他の財産は基本財産以外の財産とする。

4 基本財産については、適正な維持及び管理に努めるものとする。

5 やむを得ない理由により、基本財産の一部を処分又は、担保に提供する場合には、理事会・評議員会において、議決に加わることができる理事及び評議員の3分の2以上に相当する議決を得なければならない。

### (事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わる。

### (事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、債権者の閲覧に供するものとする。

### (事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

一、事業報告

二、事業報告の附属明細

三、貸借対照表

四、損益計算書(正味財産増減計算書)

五、貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

六、財産目録

2 前項の承認を受けた書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号の書類については、承

認を受けなければならない。

- 3 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

### 第3章 評議員及び評議員会

#### 第1節 評議員

##### (評議員の定数)

第11条 この法人に、評議員5名以上12名以内を置く。

##### (選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般社団・財団法人法」という。）179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

- 2 評議員を選任する場合には、各評議員について、次の一から六に該当する評議員の合計が評議員の総数の3分の1を超えないものであること
  - 一、その評議員及びその配偶者又は三親等内の親族
  - 二、その評議員と婚姻の届出をしていないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者
  - 三、その評議員の使用人
  - 四、ニ又は三に掲げる者以外の者であって、その評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
  - 五、三又は四に掲げる者の配偶者
  - 六、ニから四に掲げる者の三親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者
- 3 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

##### (任期)

- 第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は

辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第14条 評議員に対して、1日当たり1万円を超えない範囲で、評議員会において、別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

## 第2節 評議員会

(構成)

第15条 評議員会はすべての評議員をもって構成する。

(権限)

第16条 評議員会は、次の事項を決議する。

- 一、役員を選任及び解任
- 二、役員報酬等の額及び報酬等の支給基準
- 三、評議員を選任及び解任
- 四、評議員報酬等の額及び報酬等の支給基準
- 五、貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- 六、定款の変更
- 七、解散及び残余財産の帰属先の決定
- 八、基本財産の処分又は除外の承認
- 九、その他評議員で決議するものとして法令又はこの定款で定めた事項

(種類及び開催)

第17条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会とする。

- 2 定時評議員会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要ある場合は、いつでも開催することができる。

(招集権者)

第18条 評議員会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

- 2 前条にかかわらず、評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員の招集を請求することができる。

- 3 前項による請求があったときは、会長は、遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

#### (招集の通知)

第19条 会長は、評議員会の開催日の7日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって通知を発しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

#### (議長)

第20条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

#### (決議)

第21条 評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行なわなければならない。

- 一、監事の解任
- 二、定款の変更
- 三、基本財産の処分又は除外の承認
- 四、その他法令で定めた事項

- 3 理事又は監事を選任する決議に際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第26条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数に達するまでの者を選任することとする。

#### (決議の省略)

第22条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を表示したときは、その提案を可決する旨の決議があったものとみなす。

#### (報告の省略)

第23条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した

場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

#### (議事録)

第24条 評議員の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録が書面をもって作成されているときは、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

#### (評議員会運営規則)

第25条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則による。

## 第4章 役員等及び理事会

### 第1節 役員等

#### (種類及び定数)

第26条 この法人に、次の役員を置く。

理事 5名以上10名以内

監事 3名以内

- 2 理事のうち、1名を会長とし、1名を専務理事とする。
- 3 前項の会長をもって、一般社団法人・財団法人法第91条第1項第1号の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

#### (選任等)

第27条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

- 2 会長及び専務理事は、理事会において理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶主又は3親等以内の親族その他特別の関係にあるものの合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

#### (理事の職務及び権限)

- 第28条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人の職務を執行する。
- 2 会長は、この法人を代表し、この法人の業務を執行する。
  - 3 専務理事は、会長を補佐し、事務局を総括しこの法人の業務を執行する。
  - 4 会長、専務理事は、毎事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務及び権限)

- 第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

#### (任期)

- 第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終了のときまでとし、再任を妨げない。
  - 3 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
  - 4 役員は、第26条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了により退任した後においても、新たに選任されたものが就任するまでは、なお役員としての権利義務を有する。

#### (解任)

- 第31条 役員が次の一に該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上の決議に基づいて行わなければならない。
- 一、職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
  - 二、心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えられないと認められるとき。

#### (報酬等)

- 第32条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、評議員会の決議

を経て、報酬として支給することができる。

#### (取引の制限)

第33条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- 一、自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- 二、自己又は第三者のためにする当法人との取引
- 三、この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外のものとの間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

#### (顧問)

第34条 この法人に、理事会の決議により顧問を若干名おくことができる。

- 2 顧問は、会長経験者のうちから、理事会において任期を定めた上で選任する。
- 3 顧問は、会長の諮問に答え、理事会に対し、参考意見を述べることができる。
- 4 顧問は、無報酬とする。ただし、顧問にはその職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

## 第2節 理事会

#### (構成)

第35条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

#### (権限)

第36条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- 一、評議員会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
  - 二、この法人の業務執行の決定
  - 三、理事の職務の執行の監督
  - 四、会長及び業務執行理事の選定及び解職
  - 五、規則の制定、変更および廃止に関する事項
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。



- 一、重要な財産の処分及び譲受け
- 二、多額の借財
- 三、重要な使用人の選任及び解任
- 四、重要な組織の設置、変更及び廃止
- 五、内部管理体制の整備

#### (開 催)

第37条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 定時理事会は、毎年事業年度年2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - 一、会長が必要と認めたとき。
  - 二、会長以外の理事から会議の目的である事項を示して招集の請求があったとき。
  - 三、前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
  - 四、監事が必要と認めて会長に招集の請求があったとき。
  - 五、前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が召集したとき。

#### (招 集)

第38条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合および同項第5号により監事が招集する場合を除く。

- 2 会長は、前条第3項2号又は第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、理事会の日の1週間前までに各理事及び各監事に対して、その通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

#### (議 長)

第39条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第40条 理事会の決議は、決議に加わることができない理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもっておこなう。

2 決議について、特別の利害関係を有する理事は、議決権を行使することができない。

(決議の省略)

第41条 理事が、理事会の決議の目的である事項について、提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第42条 理事、監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第28条4項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第43条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 理事会の議事録については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名しまたは記名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

第44条 理事会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、理事会運営規則による。

## 第5章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の議決権の3分の2以上の決議を経て変更することができる。ただし、第47条に規定する残余財産の帰属を除く。

- 2 前項の規定は、第3条に規定するこの法人の目的及び第4条の事業並びに第12条第1項に規定する評議員の選任及び解任の方法についても適用する。

(解散)

第46条 この法人は、基本財産の滅失その他の事由によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産等の処分等)

第47条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17条に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

- 2 この法人は、剰余金の分配は行わない。

## 第6章 事務局

(設置等)

第48条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(備え付け書類及び帳簿)

第49条 事務局には、法令に定めるところにより、常に次に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- 一、定款
- 二、評議員、理事、監事の名簿
- 三、認定、許可、認可等及び当期に関する書類
- 四、評議員会及び理事会の議事に関する書類
- 五、財産目録
- 六、役員等の報酬規程
- 七、事業計画書及び収支予算書
- 八、事業報告及び計算書類等
- 九、監査報告

## 十、その他法令で定める帳簿及び書類

### 附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項定める一般財団法人の設立の登記の日から施行する。
2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項定める特例法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第8条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
3. この法人の最初の代表理事は加藤友康、業務執行理事は金高晃とする。
4. この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。  
高橋政士 余田 彰 大澤浩一 八坂繁良 高田康夫 有村博幸  
杉山和由 樋口 勤 佐藤幸信 福地英明 杉崎辰夫 東谷裕明

上記は当一般財団法人の定款である。

東京都千代田区神田駿河台3丁目6番地  
一般財団法人 全電通労働会館  
会 長 加 藤 友 康

一般財団法人全電通労働会館 役員・評議員名簿

【理事及び監事】

	役 職	氏 名	所 属
1	会 長	鈴木 克彦	NTT労組中央本部執行委員長
2	専務理事	西川 明男	一般財団法人全電通労働会館
3	理 事	十川 雅之	NTT労組中央本部事務局長
4	理 事	松本 智志	NTT労組中央本部財政総務部長
5	理 事	山本 雄介	NTT労組中央本部組織部長
6	理 事	水野 和人	情報労連中央本部書記長
7	理 事	武谷 淳一	電通共済生協常務理事
8	理 事	余 田 彰	きらら保険サービス株式会社取締役
9	監 事	鈴木 めぐみ	NTT労組中央本部会計担当部長
10	監 事	天野 圭一	NTT労組中央本部監査員
11	監 事	野口 純子	公益財団法人総評会館事務長

【評議員】

	役 職	氏 名	所 属
1	評 議 員	中澤 豊治	NTT労組中央本部副執行委員長
2	評 議 員	藤 間 浩	NTT労組中央本部交渉政策部長
3	評 議 員	浪 岡 努	NTT労組東日本本部執行委員長
4	評 議 員	佐 藤 茂	NTT労組西日本本部執行委員長
5	評 議 員	柴 田 謙 司	NTT労組データグループ本部執行委員長
6	評 議 員	平 田 雅 則	NTT労組ドコモグループ本部執行委員長
7	評 議 員	佐 藤 祐 一	NTT労組持株グループ本部執行委員長
8	評 議 員	春 木 幸 裕	電通共済生協専務理事
9	評 議 員	豊 田 弘	きらら保険サービス株式会社常務取締役

## 2022年度事業運営報告

### 一、はじめに

1. 全電通労働会館の2022年度事業運営は、昨年9月27日に行った第27回（定時）理事会及び第18回（定時）評議員会の決定に基づき、各テナントと緊密な連携を図りつつ、全電通労働会館の快適な環境づくりと利便性の追求、安心・安全で信頼のあるサービスの提供に向けて取り組んできました。

2022年度前半は新型コロナウイルス感染症の変異株であるオミクロン株による感染者数の増加が収まりを見せず、会館内・各テナントにおいても多くの従業員の方々が感染するなど、感染症対策に追われる中での運営を余儀なくされる状況となりました。

しかしながら、2023年年明けからは、蔓延する変異株の症状に緩和傾向がみられ、また、5月には政府による新型コロナウイルス感染症の扱いが2類から5類へと移行されるなど、会館の事業運営を取り巻く環境が大幅に改善されてきました。

2020年から3年という長期に渡ったコロナ渦において、私たち会館役職員は、各テナントのご理解とご協力のもと、一丸となって会館全体の感染防止対策に取り組み、安心・安全で信頼される会館運営に努めてきました。この間の様々な取り組みを経た中で、2022年度下期において、ようやく、ホール・会議室の運営状況もコロナ前に戻り、安定した事業運営に戻りつつあります。

2. 会館の建物及び建物付属設備等は、会館竣工から35年を経過し、定期点検や機器等の日常保守の結果から、経年劣化等による様々な部分の改修や設備更改の必要性が指摘され続けています。2022年度についても、今後の会館運営を見据え、財政状況等をも考慮しつつ必要な修繕等を行いました。

具体的には、①地下1階店舗排気ファン更新工事、②受水槽 No1 / No2 修繕工事、③5 / 8 / 9階共用部扉電子錠更改工事、④サイネージ横侵入防止柵設置工事——等々、計画していた改修工事やその他の緊急設備故障、等への対応などを行いました。なお、当初計画で建物付属設備の修繕として位置付けていた4階～10階占有部カーペット貼替工事については、金額も大きく税務上から資産計上が望ましいとの判断で、固定資産の取得として扱うこととしました。また、計画していた地下1

階動力制御盤更新工事と地下2階受変電室制御部品及びMCB更新工事については、コロナ過における部品納期遅れにより次年度以降に改めて計画することとしました。

次に、固定資産取得に係る更改工事等については、①会館空調更新・全熱交換器更新工事（第1期～第2期：8階～10階まで）、②地下2階非常照明用蓄電池更新工事、③非常灯新設・交換／9階委員長室LED化工事、④1階店舗ガス給湯器交換工事等、事業運営計画に沿った必要な機器整備・設備更改の他、前述の、⑤4階～10階占有部カーペット貼替工事を行い会館の維持管理に努めました。

3. 公益法人制度改革対応では、昨年（2021年）の第27回理事会及び第18回評議員会の確認に基づき、所轄行政庁である東京都へ公益目的支出計画実施報告書及び監査報告書並びに関係する書類等を、昨年9月27日に申請し受理されました。

## 二、主な建物修繕と設備の整備・更改等

2022年度の会館事業運営計画における主な建物修繕及び設備更改等は、次のとおりです。工事にあたっては、関係各社に対し「安全作業を第一優先とすること」を指示し進めました。

### 1. 建物関係の更改・修繕

- (1) 地下1階店舗排気ファン更新工事・・・・・・・・・・100万円
- (2) 受水槽 No1 / No2 修繕工事・・・・・・・・・・85万円
- (3) 5 / 8 / 9階共用部扉電子錠更改工事・・・・・・・・・・62万円
- (4) サイネージ横侵入防止柵設置工事・・・・・・・・・・50万円
- (5) 2階ホール壁大理石補修・・・・・・・・・・11.4万円
- (6) 地下1階テナント和室系統エアコン修繕・・・・・・・・・・4.6万円

### 2. 電気機械装置及び器具备品の修繕

- (1) 地下1階動力制御盤更新工事・・・・・・・・・・未実施（部品納期遅れ）
- (2) B2階受変電室制御部品 / MCB更新工事・・未実施（部品納期遅れ）
- (3) 地下2階受電室電力量計更新工事・・・・・・・・・・37万円

### 3. 建物付属設備及び機械装置の更改等による固定資産取得関係

- (1) 会館空調 / 全熱交換器更新工事（3期・4期）・・17,380万円
- (2) 4階～10階占有部カーペット貼替工事・・・・・・・・・・1,701万円

- (3) 地下2階非常照明用蓄電池更新工事・・・・・・・・・・400万円
- (4) 非常灯新設・交換／9階委員長室LED化工事・・・・・・・・67万円

#### 4. 器具備品の購入

- (1) 1階店舗ガス給湯器交換工事・・・・・・・・・・43万円
- (2) 事務室用パソコン2台更新・・・・・・・・・・22万円

### 三、各種保守・点検・清掃等

会館の建物・設備など良好な環境を維持するため、次の点検・保守、清掃などを行いました。

- |                        |                          |
|------------------------|--------------------------|
| ・駐車場定期点検・保守・・・・・・・・月2回 | ・非常放送設備点検・・・・・・・・年3回     |
| ・害虫・殺虫点検・・・・・・・・月1回    | ・移動観覧席点検・保守・・・・・・・・年4回   |
| ・ホール舞台設備点検・保守・・・・月1回   | ・ホール移動壁設備点検・保守・・・・年2回    |
| ・空調設備機器点検・保守・・・・月1回    | ・自動ドア点検・保守・・・・・・・・年2回    |
| ・自動制御装置点検・保守・・・・年2回    | ・ローリングタワー点検・保守・・・・年1回    |
| ・衛生設備点検・保守・・・・・・・・月1回  | ・savic-netG5点検・保守・・・・年2回 |
| ・飲料水水質検査・・・・・・・・年2回    | ・ピアノ整備・・・・・・・・年1回        |
| ・貯水槽・雑用水槽清掃・・・・年1回     | ・特定建築物等定期検査・・・・年1回       |
| ・汚水槽清掃・・・・・・・・年3回      | ・建築・防火設備定期検査・・・・年1回      |
| ・湧水槽清掃・・・・・・・・年1回      | ・1～3階床定期清掃・・・・・・・・年6回    |
| ・空気環境測定・・・・・・・・年6回     | ・1階御影石床清掃・・・・・・・・年6回     |
| ・給排気設備点検・保守・・・・年2回     | ・東西階段床清掃・・・・・・・・年1回      |
| ・自家発電機自主点検・・・・年10回     | ・全館カーペット清掃・・・・・・・・年2回    |
| ・非常用自家発電機点検・・・・年2回     | ・1～3階カーペット清掃・・・・年4回      |
| ・蓄電池装置設備点検・保守・・・・年2回   | ・全館ガラス清掃・・・・・・・・年6回      |
| ・低圧幹線分電盤点検・・・・・・・・年1回  | ・ステンレス円柱清掃・・・・・・・・年6回    |
| ・エレベータ点検・保守・・・・年4回     | ・アルミパネル清掃・・・・・・・・年2回     |
| ・シャッター点検・保守・・・・年2回     | ・外壁石材清掃・・・・・・・・年2回       |
| ・ゴンドラ点検・保守・・・・年6回      | ・窓枠サッシ清掃・・・・・・・・年2回      |
| ・消防設備定期点検・・・・・・・・年2回   | ・シャッター清掃・・・・・・・・年1回      |
| ・防火設備定期検査・・・・・・・・年1回   | ・ピロティ天井清掃・・・・・・・・年1回     |
| ・ホール照明設備点検・保守・・・・年4回   | ・植栽管理・・・・・・・・年2回         |
| ・ホール音響設備点検・・・・・・・・年3回  |                          |
| ・防犯設備点検・・・・・・・・年3回     |                          |
| ・車路管制設備点検・・・・・・・・年3回   |                          |



## 四、全電通ホール・会議室の利用状況

全電通ホール並びに会議室の利用状況は、新型コロナウイルス感染症の蔓延が収まりを見せる中で、ホール等利用イベントへの制限が緩和され、ネットワーク環境を活用した会議・イベントに加え、入場制限の無いイベント等が増加し、前年比で利用件数が増加する結果となりました。

詳細の利用状況は、別紙、使用状況表のとおりです。

### 1. 全電通ホール

昨年度のホールの使用状況は、新型コロナウイルス感染症の感染状況が改善する中でイベント等の開催制限も緩和され、ホールの利用環境もコロナ前に戻り、利用数が大幅に改善する一年となりました。

この間、2020年夏に導入した高速ネットワーク環境を利用したイベント等が主であったホールの利用形態が、コロナ前の入場制限無しの形態に変化する中で、各種会合や企画イベントなどのお客様数が増加し、利用件数は新型コロナウイルス感染症が蔓延する前の水準まで回復することが出来ました。

その結果、本年6月末までのホール利用件数（午前・午後・夜間のそれぞれの利用を1件としてカウント）は、年間で447件の貸出となり、2021年度（388件）と比較して2年連続の増加となりました。

これに伴い、貸出使用料も対前年比で約648万円増の3,956万円となりました。

### 2. 貸し会議室

昨年7月から本年6月末まで会議室の貸出件数は、昨年に続き新型コロナウイルス感染症蔓延前の状況を維持することが出来ました。その結果、会議室及び小会議室合わせて対前年度比で2件増の732件となりました。

貸出使用料は、対前年度比でほぼ横ばいの746万円となりました。

## 五、会館の管理・業務運営等

### 1. 日常の会館管理・業務運営

(1) 会館の管理・業務運営については、安心・安全で快適な環境を維持し信頼されるサービスの提供に向け、貸出し施設の受付と運営・管理、建物や設備の点検・整備等、会館利用のお客様やテナントの皆様の多様なニーズに応えるため、役職員一同努力を重ねてきました。

(2) その中で、新型コロナウイルス感染症への感染症対策については、政府による新型コロナウイルス感染症の扱いが2類から5類へと移行さ

れるのに合わせて、会館の独自対策として設置してきたホール・玄関のサーマルカメラ、パーティションについては撤去し、2022年度末時点では会館玄関エレベータ前とホール・各会議室入口のアルコール消毒液の設置のみとしました。

- (3) 安心・安全な会館運営管理に欠かせない防火・防災の取り組みについては、全電通労働会館共同防火・防災管理協議会運営委員会を開催した上で、秋の防火・防災期間に合わせて11月15日に会館全体での防火避難訓練を実施しました。また、5月23日には春の防火・防災訓練として、21名が参加し本所防災館での体験型訓練を実施しました。

## 2. 労働組合会館連絡会議（労館連）

労働組合会館連絡会議は、13労働組合会館から構成され、会館相互の連絡・提携を緊密にし、相互扶助をはかりつつ労働者の福祉と社会的利便に貢献し、労働運動の発展に寄与することを目的として運営されています。

2022年度の活動については、全電通会館が事務局を担う初年度となったことから、年間3回の幹事会や役・職員の研修会、交流会など、年間を通じた活動を自ら計画し積極的に進めてきました。

また、2022年度も新型コロナウイルス感染症の蔓延が収まらない中で、リモート会議の併用による幹事会を積極的に開催し、役職員研修会においては、都内での開催を計画することで、各会館の防火・防災への取り組みの温度差を無くし、多くの参加者と情報の共有化を図ることが出来ました。

## 3. 餅つき大会

神田駿河台の年末の恒例行事となっている令和4年度餅つき大会は、当初は開催の方向で準備を進めましたが、年末に向けて新型コロナウイルス感染症の感染者数の増加傾向に歯止めがかからないことから、地元・近隣5町内会の町会長会議を急遽開催しました。

その中で、餅つき大会では不可欠な近隣5町会のご婦人方の不安が払拭出来ないとの意見が多数あり、最終的には今年も開催が困難であると判断し、共催団体とも相談の上、これまでも開催にご協力いただいている近隣5町内会、千代田区万世橋出張所、神田消防署、神田警察などへのご理解を得た上で、昨年に続き開催を中止しました。

## 六、地域活動

会館は、企業町会会員として「神田駿河台東部町会」に加盟しており、町会役員会や地域の各種行事に積極的に参加し、会館運営などの理解を得る取り組みを継続・強化してきました。

今年度当初は新型コロナウイルス感染症の蔓延が収まらず、生活環境条例に伴う合同パトロールをはじめ、町内会・区役所などから要請される行事の中止が相次ぎましたが、2023年年明けからは地域の各種行事が再開され、これまで延期されてきた、神田駿河台東部町会発足65周年記念式典の開催にもこぎつけることが出来ました。

また、5月には地元太田姫神社の影祭（直会：なおり）が3年ぶりに開催されるなど会館周辺地区の活動も平常に戻りつつあります。

### 1. 生活環境美化・浄化推進連絡会の合同パトロールへの参加

生活環境美化・浄化推進連絡会合同パトロールは、原則毎月10日と20日の2回実施され、地域全体で区役所と一体となり、御茶ノ水駅周辺地区の路上清掃と不法駐輪の注意喚起などを行ってきました。

2022年度については、年間を通じて段階的に新型コロナウイルス感染症の制限措置が緩和されたことから、年度途中から活動が再開され、熱中症への対応や降雨、降雪による中止を除き年間14回の開催となり延べ12名の参加となりました。

### 2. その他

2022年度は、神田消防署の消防講演会、神田警察署の防犯講演会や秋の交通安全期間における会館前交差点での交通整理、年末の町内会夜警パトロールや春の交通安全期間での交通整理など、年間を通じた地域行事が再開され徐々に日常を取り戻す年となりました。

# ホール使用状況表

2023年6月30日 現在  
(一財)全電通労働会館

	月別契約件数 (注)					使用合計	使用日数	金額	キャンセル件数				
	一般	労組	労連	リハ設営	組織内				一般	労組	労連	リハ設営	組織内
2022年7月	17	8	3	2	0	30	12	¥ 2,760,100	0	0	0	0	0
8月	11	0	0	0	0	11	4	¥ 1,017,000	6	0	0	0	0
9月	28	2	0	0	3	33	12	¥ 2,722,000	11	0	0	0	0
10月	43	7	0	3	0	53	18	¥ 4,359,200	3	0	0	0	0
11月	44	2	0	12	0	58	20	¥ 4,674,700	9	0	0	0	0
12月	30	4	0	0	0	34	13	¥ 3,284,400	12	0	0	0	0
2023年1月	23	0	5	0	0	28	11	¥ 2,072,000	0	0	0	0	0
2月	37	4	3	0	0	44	15	¥ 4,181,300	6	0	0	0	0
3月	38	4	3	0	0	45	18	¥ 4,512,300	3	0	0	0	0
4月	35	0	0	0	0	35	12	¥ 2,948,000	5	0	0	0	0
5月	27	2	3	0	0	32	12	¥ 3,037,100	0	0	0	0	0
6月	35	6	0	3	0	44	17	¥ 3,991,400	3	0	0	0	0
合計	368	39	17	20	3	447	164	¥ 39,559,500	58	0	0	0	0
平均	30.7	3.3	1.4	1.7	0.3	37.3	13.7	¥ 3,296,625	4.8	0.0	0	0	0
前年度合計	287	29	31	22	19	388	143	¥ 33,074,800	59	0	0	0	0
前年度平均	23.9	2.4	2.6	1.8	1.6	32.3	11.9	¥ 2,756,233	4.9	0.0	0	0	0

(注)月別契約件数とは、1日を午前・午後・夜間と分け各1とした、1ヶ月の合計数

## 会議室使用状況表

2023年6月30日 現在

(一財)全電通労働会館

	月別契約件数 (注)						使用合計		使用日数		金額	キャンセル件数					
	一般		労組関係		組織関係							一般		労組関係		組織内	
	会議室	小会議室	会議室	小会議室	会議室	小会議室	会議室	小会議室	会議室	小会議室		会議室	小会議室	会議室	小会議室		
2022年7月	21	25	9	7	0	0	30	32	15	15	¥ 628,400	0	0	0	0	0	0
8月	16	17	0	0	0	0	16	17	9	9	¥ 335,000	0	0	0	0	0	0
9月	28	24	0	0	2	2	30	26	14	13	¥ 572,000	14	8	0	0	0	0
10月	31	23	4	0	0	0	35	23	16	10	¥ 630,200	0	6	0	0	0	0
11月	36	29	1	0	2	0	39	29	20	13	¥ 726,000	0	3	0	0	0	0
12月	26	36	4	0	0	0	30	36	14	15	¥ 643,000	13	10	0	0	0	0
2023年1月	22	20	4	0	2	0	28	20	15	10	¥ 471,000	0	0	0	0	0	0
2月	24	37	4	0	0	0	28	37	15	15	¥ 672,000	10	6	0	0	0	0
3月	36	33	2	0	0	0	38	33	18	14	¥ 610,400	1	2	0	0	0	0
4月	26	32	9	2	0	0	35	34	18	15	¥ 708,000	2	0	0	0	0	0
5月	32	21	10	2	0	0	42	23	18	11	¥ 682,500	0	0	0	0	0	0
6月	36	33	2	0	0	0	38	33	19	16	¥ 780,900	1	2	0	0	0	0
合計	334	330	49	11	6	2	389	343	191	156	¥ 7,459,400	41	37	0	0	0	0
平均	27.8	27.5	4.1	0.9	0.5	0.2	32.4	28.6	15.9	13.0	¥ 621,617	3.4	3.1	0.0	0.0	0	0
前年度合計	340	347	32	6	5	0	377	353	189	163	¥ 7,473,800	25	16	4	3	0	0
前年度平均	28.3	28.9	2.7	0.5	0.4	0.0	31.4	29.4	15.8	13.6	¥ 622,817	2.1	1.3	0.3	0.3	0	0

(注)月別契約件数とは、1日を午前・午後・夜間と分け各1とした、1ヶ月の合計数

## 2023年度事業運営計画

### 一、事業運営の基本的考え方

1. 全電通労働会館の事業運営の基本は、当会館の設立目的である「労働者の経済的、社会的及び文化的地位の向上を図る活動を中心として、全電通労働会館を維持経営し、法人格を有する公益法人及び法人格を有しない公益団体の社会的地位の向上と社会への貢献に寄与する」ことです。  
このことを念頭に2023年度は、建物及び建物付属設備の維持管理はもとより、誠実な業務運営による各テナントとの信頼感の醸成、ホール・会議室利用のお客様に信頼され親しまれるようなサービスの提供に向けて、理事会及び評議員会とも連携しつつ、事業運営に努めることとします。
2. 新型コロナウイルス感染症への対応については、政府による感染症状の分類が5類へと移行されて以降、制限の無い環境下でホール・会議室の利用件数も大幅に回復しコロナ前の日常を取り戻しつつあります。  
今年度もこれまで同様、政府や東京都から出される情報を注視し、状況の変化等には即座に対応出来る体制を整えるとともに、お客様第一の対策が打てるよう日頃からの取り組みを強化します。
3. 全電通労働会館竣工以来、建物及び各付属設備等の日常的な点検・整備等を行いつつ、会館全体の維持管理等を誠実に行ってきましたが、竣工から35年が経過し建物及び様々な付属設備が更改の時期に来ています。昨年度、大規模な全館空調設備更新工事が終了したことから2023年度は、日常の点検・整備を行う中で先送りせざるを得なかった建物付属設備の改修・各付帯設備の更改等を中心に実施することとします。
4. 今年度における所轄行政庁(東京都)への一般財団法人としての対応は、関係諸法令を順守し、2022年度決算に基づき公益目的支出計画実施報告書を策定し、理事会及び評議員会の承認を経て、2023年9月末日までに、東京都に報告することとします。

## 二、建物の修繕・付属設備の更改等について

2023年度計画する建物の修繕及び付属設備の更改については、安定的なサービス確保や快適な環境づくりに向けて、昨年一年間の定期点検及び日常の保全管理の状況・結果に基づき、以下の修繕及び設備更改を実施します。

工事等の実施にあたっては、協力会社等に安全作業で施工するよう要請することとします。

### 1. 2023年度建物及び付属設備の修繕

- (1) 今年度の主な修繕計画については、日常の点検等で交換・更新が必要とされていた①電力系設備や、②ホール内駆動系機器、③その他、機械設備等を中心に以下の通り工事を実施することとします。
- (2) その他緊急を要する大規模な修繕工事・建物付属設備等の更改の必要性が生じた場合は、臨時理事会の承認を得た上で措置を行いません。

#### 【建物付属設備】

- ・ UGS 及び高圧ケーブル更新工事・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 348万円
- ・ B1、B2階分電盤改修工事・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 348万円
- ・ 地下2階電気室舞台設備用モーターブレーカー更新工事・ 180万円
- ・ 高圧受変電設備LED表示ランプ更新工事・・・・・・・・・・・・ 102万円
- ・ 5階入り口電子錠更新工事・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43万円
- ・ RAFファン分解整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19万円
- ・ 屋上雨漏れ修繕工事・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18万円
- ・ 4階テナントシリンダー交換工事・・・・・・・・・・・・ 15万円
- ・ 警備用セキュリティスイッチ交換工事・・・・・・・・・・・・ 9万円

#### 【機械装置】

- ・ 2階ホール吊物機構リミットスイッチ全数更新工事・・・・ 386万円
- ・ D迫り落下防止板ガイドローラー駆動チェーン交換工事・ 106万円
- ・ サイネージシステム修繕・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60万円
- ・ 2階ホール制御盤内パワーサプライ交換・・・・・・・・・・・・ 8.6万円

#### 【器具備品】

- ・ 会館4階テナント修繕工事・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 124万円
- ・ 1階トイレ床長尺シート貼替工事・・・・・・・・・・・・ 170万円

## 2. 2023年度設備等の更改計画

2023年度の固定資産取得、業務用備品の更改については、各テナントの利便性向上に向けて以下の通り計画します。

### 【電気機械設備】

- ・ワイヤレスマイク装置更改・・・・・・・・・・・・・・・・・・230万円

### 【器具備品】

- ・会館各階・自動水石鹸器／電気湯沸し器交換工事・・・・・・735万円

## 3. 定期・保守点検等

会館の建物及び設備など、良好な環境を維持するため、法令に基づく検査、及び定期的保守・点検等を実施します。

## 三、会館の管理・業務運営について

### 1. 日常管理・業務運営の充実・強化

- (1) テナントとの信頼関係の醸成と快適な環境づくり、建物・設備の点検などによる安定的なサービスの提供に向けて、今年度から日常の清掃業務委託会社を一新すると共に、各テナントへの信頼強化と会館施設の貸出業務運営などの充実に努めます。また、コロナウィルス感染症への対策については、①ホール・会議室利用者に向けたガイドラインの逐次更新や、②緊急時のホームページ上でのTwitterによる会館独自策等の案内、③会館利用者向けの手指消毒・手洗い・トイレ利用上の注意掲示―等を継続します。
- (2) 東京都・千代田区・神田警察署・神田消防署・税務署などの指導や各種調査などに対し、適切に対応します。
- (3) 防火・防災関係の取り組みについては、共同防火・防災管理協議会運営委員会を開催し、秋の消防月間に合わせて11月7日に大規模地震発災を想定した会館内での一時対処訓練、春の防災月間には防災施設を利用した体験型訓練を計画・実施することとします。

### 2. 労働会館連絡会議との連携・強化

労働会館連絡会議の事務局として、総会・会議・研修会に参画し、日常の連携を密に会館の維持管理のあり方や労館連13会館の共通課題についての情報交換を行いつつ、会館維持管理業務などの質的向上に努めます。



### 3. 令和5年度餅つき大会

会館餅つき大会は、近隣5町内会、共催団体と連携し、子供からお年寄りまで地域全体に親しまれる地域行事として、令和元年まで毎年実施してきました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の蔓延により第34回の開催を境にこの3年間、中止を余儀なくされています。近隣町会を含む地域の方々からは、実施を望む声が多く寄せられており、本年5月からは制限の無い社会活動への移行も進み様々な催しも再開されています。

それらを踏まえ、今年度は餅つき大会を開催することとします。

具体的には、年末の12月25日（月曜日）に例年通り2階ホールを売り止めにして開催することとし、実施にあたっては近隣5町内会、共催団体と十分な連携を図り進めることとします。

## 四、全電通ホール・会議室の利用促進等について

全電通ホール並びに会議室の利用促進に向けては、①会館ホームページの利便性を高めるとともに、②Twitterによる新型コロナウイルス感染症への対応等を随時発信し、③ホール・会議室に設置したWi-fi環境等の整備——等、お客様が利用しやすい環境作りを行うことで、会館施設の御案内やスムーズな利用申し込みに繋げ、より一層の利用率の向上に取り組むこととします。

## 五、地域活動への対応

1. 千代田区生活環境条令に基づく「御茶ノ水駅周辺地区 生活環境美化浄化推進連絡会」合同パトロールや春・秋の全国交通安全運動、町内会・区役所などから要請される行事に積極的に参加し、地域に寄り添い親しまれる会館となれるよう役職員一丸となって取り組みます。
2. 消防署や警察署とも連携し、年末の防犯警備パトロールなど地域防災・防犯の取り組みに協力するとともに、近隣町内の諸団体の会議や集会にも積極的に参加します。

# 貸借対照表

2023年 6月30日現在

一般財団法人 全電通労働会館

(単位: 円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金及び預金	155,808,147	122,394,907	33,413,240
貯蔵品	879,131	907,746	△ 28,615
立替金	24,650	24,650	0
未収金	615,660	410,150	205,510
前払費用	4,550,543	1,971,359	2,579,184
未収消費税	9,901,768	10,134,405	△ 232,637
流動資産合計	171,779,899	135,843,217	35,936,682
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
建物	1,041,054,062	1,065,147,393	△ 24,093,331
基本財産減価償却引当特定預金	39,334	39,334	0
基本財産合計	1,041,093,396	1,065,186,727	△ 24,093,331
(2) 特定資産			
固定資産減価償却引当特定預金	89,256,761	89,255,249	1,512
会館修繕引当特定預金	25,857,887	222,649,220	△ 196,791,333
預り保証金特定預金	28,774,000	28,774,000	0
退職給付引当特定預金	15,534,033	20,703,424	△ 5,169,391
特定資産合計	159,422,681	361,381,893	△ 201,959,212
(3) その他固定資産			
建物付属設備	76,828,332	93,803,170	△ 16,974,838
構築物	23,946,255	24,515,618	△ 569,363
機械装置	2,827,655	3,596,150	△ 768,495
器具備品	4,239,991	5,619,319	△ 1,379,328
電話加入権	208,395	208,395	0
出資金	3,255,000	3,255,000	0
その他固定資産合計	111,305,628	130,997,652	△ 19,692,024
固定資産合計	1,311,821,705	1,557,566,272	△ 245,744,567
資産合計	1,483,601,604	1,693,409,489	△ 209,807,885
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	2,391,152	2,505,946	△ 114,794
前受金	42,351,478	47,317,978	△ 4,966,500
預り金	646,675	822,637	△ 175,962
未払消費税	0	0	0
未払税金	70,000	70,000	0
流動負債合計	45,459,305	50,716,561	△ 5,257,256
2. 固定負債			
預り保証金	28,774,000	28,774,000	0
退職給付引当金	15,534,033	20,703,424	△ 5,169,391
固定負債合計	44,308,033	49,477,424	△ 5,169,391
負債合計	89,767,338	100,193,985	△ 10,426,647
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	1,148,896,295	1,192,681,650	△ 43,785,355
2. 一般正味財産			
(うち基本財産への充当額)	39,334	39,334	0
(うち特定資産への充当額)	(118,578,043)	(315,367,864)	196,789,821
正味財産合計	1,393,834,266	1,593,215,504	△ 199,381,238
負債及び正味財産合計	1,483,601,604	1,693,409,489	△ 209,807,885

## 正味財産増減計算書 (対前年度比較)

一般財団法人 全電通労働会館

自 2022年 7月 1日 至 2023年 6月30日

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
Ⅰ 一般正味財産増減の部			
1. 経常損益増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用収入	[ 224,698,580 ]	[ 218,228,280 ]	[ 6,470,300 ]
貸室使用料	175,279,680	175,279,680	0
駐車料	2,400,000	2,400,000	0
木一ル使用料	39,559,500	33,074,800	6,484,700
会議室使用料	7,459,400	7,473,800	△ 14,400
事業収入	[ 5,737,850 ]	[ 5,246,329 ]	[ 491,511 ]
木一ル備品使用料	5,496,250	5,098,789	397,461
会議室備品使用料	241,600	147,550	94,050
事業外収入	[ 12,473,076 ]	[ 21,143,489 ]	[ △ 8,670,413 ]
受取利息	28,876	34,485	△ 5,609
受取配当金	97,650	97,650	0
雑収入	12,346,550	21,011,354	△ 8,664,804
退職給付引当金戻入収入	10,323,567	0	10,323,567
退職給付引当金戻入	10,323,567	0	10,323,567
経常収益計	253,233,073	244,618,108	8,614,965
(2) 経常費用	452,544,311	442,361,693	10,182,618
事業費	[ 414,803,947 ]	[ 411,073,559 ]	[ 3,730,388 ]
(人件費)	( 48,463,743 )	( 42,632,865 )	( 5,830,878 )
賃金手当	34,477,884	34,222,146	255,738
職員退職給付引当金繰入	1,705,297	2,709,249	△ 1,003,952
職員退職給付費用	5,741,148	0	5,741,148
臨時労務費	0	0	0
福利厚生費	6,539,414	5,701,470	837,944
(運営費)	( 1,737,125 )	( 4,093,441 )	( △ 2,356,316 )
業務運営対策費	272,751	203,377	69,374
木一ル運営費	780,000	745,000	35,000
旅費交通費	18,674	37,964	△ 19,290
広告宣伝費	665,700	3,107,100	△ 2,441,400
(業務管理費)	( 66,849,571 )	( 54,924,011 )	( 11,925,560 )
水道光熱費	31,287,424	22,081,259	9,206,165
清掃費	33,350,649	30,366,049	2,984,600
業務用消耗品費	1,280,486	921,754	358,732
業務用備品費	745,212	827,194	△ 81,982
業務用図書印刷費	185,800	727,755	△ 541,955
(保守費)	( 35,456,110 )	( 59,793,060 )	( △ 24,336,950 )
修繕費	7,883,000	33,730,400	△ 25,847,400
保守費	20,744,750	19,316,000	1,428,750
保安備費	4,590,000	4,503,000	87,000
保険料	2,238,360	2,243,660	△ 5,300
(地代)	( 4,209,060 )	( 4,209,060 )	( 0 )
(減価償却費)	( 240,521,188 )	( 227,723,022 )	( 12,798,166 )
(租税公課)	( 17,567,150 )	( 17,698,100 )	( △ 130,950 )
(貸倒金)	( 0 )	( 0 )	( )
(予備費)	( 0 )	( 0 )	( )

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
管理費	[ 37,740,364 ]	[ 31,288,134 ]	[ 6,600,123 ]
(人 件 費)	( 31,595,788 )	( 25,119,405 )	( 6,476,383 )
役 員 報 酬	8,627,710	8,627,710	0
役 員 退 職 給 付 引 当 金 繰 入	2,333,330	933,332	1,399,998
賃 金 手 当	11,318,188	11,286,321	31,867
職 員 退 職 給 付 引 当 金 繰 入	1,115,549	905,343	210,206
職 員 退 職 給 付 費 用	4,681,493		4,681,493
福 利 厚 生 費	3,519,518	3,366,699	152,819
(運 営 費)	( 5,033,097 )	( 4,909,357 )	( 123,740 )
会 議 費	310,690	225,325	85,365
業 務 運 営 対 策 費	524,557	563,220	△ 38,663
旅 費 交 通 費	326,283	224,763	101,520
通 信 費	548,166	550,634	△ 2,468
事 務 用 図 書 印 刷 費	33,737	33,737	0
事 務 用 消 耗 品 費	178,775	193,790	△ 15,015
事 務 用 備 品 費	148,775	98,466	50,309
広 告 宣 伝 費	53,500	43,900	9,600
接 待 交 際 費	295,420	115,620	179,800
謝 礼 慶 弔 費	10,000	0	10,000
支 払 手 数 料	1,754,060	1,839,439	△ 85,379
分 担 金 料	162,810	155,273	7,537
賃 借 料	581,084	580,484	600
雑 費 用	105,240	284,706	△ 179,466
(業 務 管 理 費)	0	( 0 )	
業 務 用 図 書 印 刷 費	0	0	
(保 守 費)	( 1,041,147 )	( 1,169,331 )	( △ 128,184 )
(減 価 償 却 費)	( 34,727 )	( 40,054 )	( △ 5,327 )
(租 税 公 課)	( 35,605 )	( 49,987 )	( △ 14,382 )
經 常 費 用 計	452,544,311	442,361,693	10,182,618
当 期 經 常 増 減 額	△ 199,311,238	△ 197,743,585	△ 1,567,653
2. 経常外損益の部			
(1) 経常外収益			
寄付金収入	0	0	0
職員退職給付引当金戻入			0
預り保証金解約収入			0
普通財産取崩益	0	0	0
経 常 外 収 益 計	0	0	0
(2) 経常外費用			
固定資産除却損	0	1	△ 1
経 常 外 費 用 計	0	1	△ 1
経 常 外 増 減 額	0	△ 1	1
当 期 一 般 正 味 財 産 増 減 額	△ 199,311,238	△ 197,743,586	△ 1,567,652
(3) 法人税・住民税	70,000	70,000	0
当 期 一 般 正 味 財 産 増 減 額	△ 199,381,238	△ 197,813,586	△ 1,567,652
(4) 一般正味財産への振替額	43,785,355	51,817,713	△ 8,032,358
当 期 正 味 財 産 増 減 額	△ 155,595,883	△ 145,995,873	△ 9,600,010
一 般 正 味 財 産 期 首 残 高	400,533,854	546,529,727	△ 145,995,873
一 般 正 味 財 産 期 末 残 高	244,937,971	400,533,854	△ 155,595,883
II 指定正味財産増減の部			
指 定 正 味 財 産 期 首 残 高	1,192,681,650	1,244,499,363	△ 51,817,713
指 定 正 味 財 産 期 末 残 高	1,148,896,295	1,192,681,650	△ 43,785,355
正 味 財 産 期 末 残 高	1,393,834,266	1,593,215,504	△ 199,381,238

# 収支計算書(予算対比表)

自 2022年 7月 1日 至 2023年 6月30日

一般財団法人 全電通労働会館

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	差 異	備 考
<b>I 事業活動収支の部</b>				
<b>1. 事業活動収入</b>				
基本財産運用収入	[ 220,179,680 ]	[ 224,698,580 ]	[ △ 4,518,900 ]	102.05%
貸室使用料収入	175,279,680	175,279,680	0	100.00%
駐車料収入	2,400,000	2,400,000	0	100.00%
木一ル使用料収入	35,000,000	39,559,500	△ 4,559,500	113.03%
会議室使用料収入	7,500,000	7,459,400	40,600	99.46%
事業収入	[ 5,650,000 ]	[ 5,737,850 ]	[ △ 87,850 ]	101.55%
木一ル備品使用料収入	5,500,000	5,496,250	3,750	99.93%
会議室備品使用料収入	150,000	241,600	△ 91,600	161.07%
事業外収入	[ 9,894,000 ]	[ 12,473,076 ]	[ △ 2,579,076 ]	126.07%
受取利息収入	37,000	28,876	8,124	78.04%
受取配当金収入	98,000	97,650	350	99.64%
雑収	9,759,000	12,346,550	△ 2,587,550	126.51%
<b>事業活動収入計</b>	<b>235,723,680</b>	<b>242,909,506</b>	<b>△ 7,185,826</b>	<b>103.05%</b>
<b>2. 事業活動支出</b>				
事業費	[ 197,076,920 ]	[ 166,836,314 ]	[ 30,240,606 ]	84.66%
(人件費支出)	( 41,475,400 )	( 41,017,298 )	( 458,102 )	98.90%
賃金手当支出	35,175,400	34,477,884	697,516	98.02%
職員退職給付引当金繰入支出	0	0	0	
職員退職給付費用支出	0	0	0	
臨時労務費支出	0	0	0	
福利厚生費支出	6,300,000	6,539,414	△ 239,414	103.80%
(運営費支出)	( 1,975,700 )	( 1,737,125 )	( 238,575 )	87.92%
業務運営対策費支出	300,000	272,751	27,249	90.92%
木一ル運営費支出	800,000	780,000	20,000	97.50%
旅費交通費支出	80,000	18,674	61,326	23.34%
広告宣伝費支出	795,700	665,700	130,000	83.66%
(業務管理費支出)	( 61,967,500 )	( 66,849,571 )	( △ 4,882,071 )	107.88%
水道光熱費支出	22,800,000	31,287,424	△ 8,487,424	137.23%
清掃費支出	35,557,500	33,350,649	2,206,851	93.79%
業務用消耗品費支出	2,090,000	1,280,486	809,514	61.27%
業務用備品費支出	900,000	745,212	154,788	82.80%
業務用図書印刷費支出	620,000	185,800	434,200	29.97%
(保守費支出)	( 69,579,160 )	( 35,456,110 )	( 34,123,050 )	50.96%
修繕費支出	41,218,000	7,883,000	33,335,000	19.13%
保守費支出	21,440,000	20,744,750	695,250	96.76%
保安警備費支出	4,677,500	4,590,000	87,500	98.13%
保険料支出	2,243,660	2,238,360	5,300	99.76%
(地代支出)	( 4,209,060 )	( 4,209,060 )	( 0 )	100.00%
(租税公課支出)	( 17,770,100 )	( 17,567,150 )	( 202,950 )	98.86%
(減価償却費)	0	0	0	
(雑損失支)	100,000	0	100,000	0.00%
(予備費支)	0	0	0	0.00%
管理費	[ 31,759,894 ]	[ 29,575,265 ]	[ 2,184,629 ]	93.12%
(人件費支出)	( 23,741,710 )	( 23,465,416 )	( 276,294 )	98.84%
役員報酬支出	8,627,710	8,627,710	0	100.00%
役員退職給付引当金繰入支出	0	0	0	
賃金手当支出	11,482,000	11,318,188	163,812	98.57%
職員退職給付引当金繰入支出	0	0	0	
職員退職給付費用支出	0	0	0	
福利厚生費支出	3,632,000	3,519,518	112,482	96.90%

科 目	予算額	決算額	差異	備考
( 運 營 費 支 出 )	( 6,788,184 )	( 5,033,097 )	( 1,755,087 )	74.14%
会 議 費 支 出	440,000	310,690	129,310	70.61%
業 務 運 營 対 策 費 支 出	600,000	524,557	75,443	87.43%
旅 費 交 通 費 支 出	400,000	326,283	73,717	81.57%
通 信 費 支 出	600,000	548,166	51,834	91.36%
事 務 用 図 書 印 刷 費 支 出	60,000	33,737	26,263	56.23%
事 務 用 消 耗 品 費 支 出	300,000	178,775	121,225	59.59%
事 務 用 備 品 費 支 出	200,000	148,775	51,225	74.39%
広 告 宣 伝 費 支 出	50,000	53,500	△ 3,500	107.00%
接 待 交 際 費 支 出	520,000	295,420	224,580	56.81%
謝 礼 慶 弔 費 支 出	100,000	10,000	90,000	10.00%
支 払 手 数 料 支 出	1,950,000	1,754,060	195,940	89.95%
分 担 金 料 支 出	470,000	162,810	307,190	34.64%
賃 借 料 支 出	578,184	581,084	△ 2,900	100.50%
維 修 費 支 出	520,000	105,240	414,760	20.24%
( 保 守 繕 修 費 支 出 )	( 1,150,000 )	( 1,041,147 )	( 108,853 )	90.53%
保 守 繕 修 費 支 出	50,000	0	50,000	0.00%
保 守 繕 修 費 支 出	1,100,000	1,041,147	58,853	94.65%
( 減 価 償 却 費 )	0	( 0 )		
( 租 税 公 課 支 出 )	( 80,000 )	( 35,605 )	( 44,395 )	44.51%
事 業 活 動 支 出 計	228,836,814	196,411,579	32,425,235	85.83%
事 業 活 動 収 支 差 額	6,886,866	46,497,927	△ 39,611,061	675.17%
II 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
特定資産取崩収入	[ 197,388,424 ]	[ 322,774,148 ]	[ △ 125,385,724 ]	163.52%
基本財産減価償却引当特定預金取崩収入	0	0	0	0.00%
固定資産減価償却引当特定預金取崩収入	0	89,255,249	△ 89,255,249	0.00%
会館修繕引当特定預金取崩収入	176,685,000	196,793,300	△ 20,108,300	111.38%
預り保証金特定預金取崩収入	0	244	△ 244	0.00%
預り保証金収入	0	0	0	
退職給付引当特定預金取崩収入	20,703,424	36,725,355	△ 16,021,931	177.39%
投資活動収入計	197,388,424	322,774,148	△ 125,385,724	163.52%
2. 投資活動支出				
特定資産取得支出	[ 26,397,779 ]	[ 131,237,577 ]	[ △ 104,839,798 ]	497.15%
基本財産減価償却引当特定預金支出	0	0	0	0.00%
固定資産減価償却引当特定預金支出	0	89,256,761	△ 89,256,761	0.00%
会館修繕引当特定預金積立支出	0	1,967	△ 1,967	0.00%
預り保証金特定預金支出	0	244	△ 244	0.00%
退職給付引当特定預金支出	26,397,779	31,555,964	△ 5,158,185	119.54%
退職給付支出	0	10,422,641		
固定資産取得支出	[ 176,685,000 ]	[ 196,770,560 ]	[ △ 20,085,560 ]	111.37%
建物付属設備取得支出	176,140,000	195,176,000	△ 19,036,000	110.81%
電気機械設備取得支出	0	950,000	△ 950,000	
工具器具備品取得支出	545,000	644,560	△ 99,560	
投資活動支出計	203,082,779	328,008,137	△ 124,925,358	161.51%
投資活動収支差額	△ 5,694,355	△ 5,233,989	△ 460,366	91.92%
III 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	
2. 財務活動支出				
住民税等	70,000	70,000	0	100.00%
財務活動支出計	70,000	70,000	0	100.00%
財務活動収支差額	△ 70,000	△ 70,000	0	100.00%
V 予備費支出				
当期収支差額	1,122,511	41,193,938	△ 40,071,427	3669.80%
前期繰越収支差額	85,126,656	85,126,656	0	100.00%
次期繰越収支差額	86,249,167	126,320,594	△ 40,071,427	146.46%

## 収支計算書に対する注記

### 1. 資金範囲について

資金の範囲は、現金預金、短期金銭債権債務及びこれらに準ずる流動資産又は流動負債としている。

### 2. 次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳

科 目	前期末残高	当期末残高
現金及び預金	122,394,907	155,808,147
貯蔵品	907,746	879,131
立替金	24,650	24,650
未収金	410,150	615,660
前払費用	1,971,359	4,550,543
未収消費税	10,134,405	9,901,768
合 計	135,843,217	171,779,899
未払金	2,505,946	2,391,152
前受金	47,317,978	42,351,478
預り金	822,637	646,675
未払消費税	0	0
未払税金	70,000	70,000
合 計	50,716,561	45,459,305
次期繰越収支差額	85,126,656	126,320,594

# 財 産 目 録

2023年 6月30日現在

一般財団法人 全電通労働会館

(単位：円)

科 目	金 額	
<b>I 資産の部</b>		
<b>1 流動資産</b>		
現金及び預金	155,808,147	
現金 手許在高	[ 386,736 ]	
普通預金 中央労働金庫本店	[ 84,629,507 ]	
普通預金 みずほ銀行神田支店	[ 70,791,904 ]	
貯蔵品	879,131	
ペーパー類・電球類・トナー類	[ 879,131 ]	
立替金	24,650	
ドック費用立替分	24,650	
未収金	615,660	
ホール備品使用料	[ 139,645 ]	
ホール使用料	[ 71,500 ]	
会議室備品使用料	[ 5,940 ]	
会議室使用料	[ 16,500 ]	
テナント水道光熱費	[ 351,538 ]	
自販機手数料	[ 30,537 ]	
仮 払 消 費 税	0	
(中間納付税額含む)	[ ]	
前払費用	4,550,543	
雇用保険概算額	[ 200,412 ]	
保険料	[ 4,234,131 ]	
(有)船宿釣新 屋形船 職員会議後の意見交換	[ 116,000 ]	
立 替 金	0	
ドック費用立替分	[ 0 ]	
未 収 消 費 税	9,901,768	
	[ 9,901,768 ]	
流 動 資 産 合 計		171,779,899
<b>2 固定資産</b>		
(1)基本財産		
建物	1,041,054,062	
鉄筋コンクリートビル10F建	[ 1,714,125,600 ]	
減価償却累計額	[ △ 673,071,538 ]	
基本財産減価償却引当特定預金	39,334	
普通預金 中央労働金庫	[ 39,334 ]	
基 本 財 産 合 計		1,041,093,396
(2)特定資産		
固定資産減価償却引当特定預金	89,256,761	
定期預金 中央労働金庫	[ 89,256,761 ]	
会館修繕引当特定預金	25,857,887	
普通預金 中央労働金庫	[ 25,857,887 ]	
預り保証金特定預金	28,774,000	
普通預金 中央労働金庫	[ 28,774,000 ]	
退職給付引当特定預金	15,534,033	
定期預金 みずほ銀行	[ 15,534,033 ]	
特 定 資 産 合 計		159,422,681
(3)その他固定資産		
有形固定資産		
建物付属設備	76,828,332	
構築物	23,946,255	
機械装置	2,827,655	
器具備品	4,239,991	
電話加入権	208,395	
電話4回線・FAX1回線	[ 208,395 ]	
出資金	3,255,000	
中央労働金庫出資金	[ 3,255,000 ]	
そ の 他 固 定 資 産 合 計		111,305,628
固 定 資 産 合 計		1,311,821,705
資 産 合 計		1,483,601,604



科 目		金 額	
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金		2,391,152	
NTTファイナンス(株) 5月分フレッツ光利用料	[	6,490]	
NTTファイナンス(株) 6月分フレッツ光利用料	[	6,490]	
NTTファイナンス(株) 3219-2149 6月分電話使用料	[	2,819]	
NTTファイナンス(株) 3219-2211 6月分電話使用料	[	4,582]	
NTTファイナンス(株) 3219-2212 6月分電話使用料	[	9,070]	
NTTファイナンス(株) 3219-2219 6月分FAX使用料	[	4,838]	
富士フイルムビジネスソリューション(株) 5月分FAX保守費	[	9,637]	
富士フイルムビジネスソリューション(株) 6月分FAX保守費	[	14,303]	
オリックスレンタック(株) 5月分AEDリース料	[	8,690]	
オリックスレンタック(株) 6月分AEDリース料	[	8,690]	
東京電力エナジーパートナー㈱ 6月分電賃使用料	[	2,126,513]	
NTT労組中央本部 人間ドック費用 中村	[	66,550]	
NTT労組中央本部 人間ドック費用 滝澤	[	78,100]	
東京四社営業委員会 タクシー代6/2 9.15.22.27	[	40,180]	
東京都個人タクシー協同組合 タクシー代6/15.22	[	4,200]	
前受金		42,351,478	
貸室使用料	[	15,797,478]	
駐車料	[	220,000]	
ホール使用料	[	23,438,800]	
会議室使用料	[	2,895,200]	
会議室備品	[	0]	
預り金		646,675	
社会保険料 健康保険料	[	214,700]	
社会保険料 介護保険料	[	39,075]	
社会保険料 厚生年金保険料	[	392,900]	
未払消費税		0	
	[	0]	
未払税金		70,000	
	[	70,000]	
流 動 負 債 合 計			45,459,305
2 固定負債			
預り保証金		28,774,000	
(株)だん家	[	4,500,000]	
(株)新生社	[	20,200,000]	
(株)ニッケンサービス	[	1,814,000]	
UN   日本加盟組織連絡協議会	[	1,000,000]	
イル プルチーノ	[	1,260,000]	
退職給付引当金		15,534,033	
職員退職引当金	[	8,534,043]	
役員退職引当金	[	6,999,990]	
固 定 負 債 合 計			44,308,033
負 債 合 計			89,767,338
正 味 財 産 合 計			1,393,834,266
負 債 合 計 ・ 正 味 財 産 合 計			1,483,601,604